

平成28年度 成年後見制度普及啓発講演会

「学んでみませんか 自分や家族、地域のために」

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、契約をしたり財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援することにより、「本人が安心して生活する権利」をまもる制度です。

この講演会は、成年後見制度の基礎的な知識について、
市民・町民の皆さまに広く知っていただくことを目的として開催いたします。

日時：平成28年 9月10日 土曜日 午後1時～午後4時

(受付 午後0時30分～)

場所：旭川勤労者福祉会館2階 大・中会議室 (旭川市6条通4丁目)

定員：300人 参加費：無料

研修会場の駐車場は無料をご利用になれますが、駐車台数に限りがあります。周辺の駐車場は有料となりますのであらかじめご了承ください。

内容：

制度説明「成年後見制度の概要～わかりやすい成年後見制度～」

旭川弁護士会

弁護士 石井 洋文 氏

事例報告「後見制度を活用した事例」

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ①旭川弁護士会 高齢者・障がい者の権利委員会 | 弁護士 菅沼 和歌子 氏 |
| ②(公社)成年後見センター・リーガルサポート旭川支部 | 司法書士 上村 修一郎 氏 |
| ③(公社)北海道社会福祉士会道北地区支部 ぱあとなあ道北 | 社会福祉士 山田 純一 氏 |
| ④旭川成年後見支援センター | センター長 石戸谷 康治 |

お申込み・お問合せ

〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター

電話：0166-23-1003 FAX：0166-23-1118

申込み締切：平成28年 8月31日(水)

お電話またはFAX(裏面)にてお申込みください。



主催 旭川成年後見支援センター、

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

ご案内

講演会終了後 午後4時20分から、同会場にて

「市民後見人養成研修説明会」を行います！

(詳細は裏面を参照ください)

市民後見人養成研修説明会



平成28年度「市民後見人養成研修」を開催するにあたり、市民後見人の役割や責務、また養成研修の内容等を理解していただくため、事前説明会を開催いたします。

「市民後見人養成研修」の受講にあたって、この説明会への参加は原則必須となります。

日時：平成28年9月10日 土曜日 午後4時20分～午後5時30分

場所：旭川勤労者福祉会館2階 大中会議室

※「平成28年度 成年後見制度普及啓発講演会」の後、引き続きの開催となります。

お申し込みはお電話（☎0166-23-1003）またはFAX(下記用紙)にてお申込みください。

市民後見人とは・・・

家庭裁判所から選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターの支援を受けながら、市民の特性を活かした後見活動を地域において展開する、権利擁護の担い手です。

地域で暮らす方々が成年後見制度を安心して利用できるよう、身近な立場から支援する役割が期待されています。

<平成28年度 市民後見人養成研修日程>

①講義 平成28年10月15日(土)～11月26日(土) 概ね午前9時～午後5時
上記期間中の毎週土曜日(計7日) ※11/26は午前中終了予定
会場:旭川市ときわ市民ホール 他

②実習 平成28年11月下旬の平日1日間を予定(具体的日程は説明会にて提示)

「平成28年度 成年後見制度普及啓発講演会」(講演会)

「平成28年度 市民後見人養成研修説明会」(説明会)

参加申込書

FAX 0166-23-1118

お名前	お住いの地域	お電話番号	申込み(○をつけてください)	
			講演会	説明会
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻・比布 愛別・上川・東川・美瑛			
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻・比布 愛別・上川・東川・美瑛			
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻・比布 愛別・上川・東川・美瑛			

※ご参加にあたり、お身体が不自由な方などお手伝いが必要な方は申込みの際、事務局までご連絡ください。